

外国法人と過少資本税制

高山 政信

1 なぜ、今、過少資本税制なのか

平成4年に導入された過少資本税制＝国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（措置法66条の5）が、製造子会社、販売子会社といった一般的な対日進出の形態とは異なる場面で、その適用関係が問題となってきた。すなわち、本邦金融機関の不良債権の処理や一般事業会社の資産の流動化の要請が高まり、こうした分野に対する海外からの投資が急増しているが、不良債権等を取得する外国法人について過少資本の問題が顕在化してきている。

不良債権の売却や資産の流動化が図られる場合、その相手先は、タックス・ヘイブンに設立された特別目的会社（SPC）である場合が多いようであるが、そのSPCの購入資金がもう一つのSPCから調達されている例が見受けられる。この二つのSPCが特殊の関係にある場合には、最初のSPCについて過少資本税制の問題が生じることになる。

本稿では、外国法人に対する過少資本税制の適用関係について、質疑応答を交えて解説を試みたい。

2 過少資本税制の概要

内国法人の海外関係からの借入金、原則と

して、自己資本持分の3倍を超える場合には、その超過額に対応する支払利子は、損金の額に算入されない。すなわち、内国法人の各事業年度の国外支配株主等に対する利付負債の平均残高が、国外支配株主等の当該法人に対する資本持分等の3倍を超える場合には、当該事業年度において国外支配株主等に支払う負債の利子のうち、その超過額に対応する部分の金額は、損金の額に算入されない。ただし、各事業年度の利付負債総額の平均残高が当該事業年度の自己資本の額の3倍以内であれば、この制度の適用はない。

内国法人は、確定申告にあたり、3倍に代えて、同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの借入・自己資本比率に照らし妥当な倍数を用いることができる。

過少資本税制は、クロスボーダーの取引を適用対象としているため、わが国に恒久的施設（PE）を有する国外支配株主等が、法人税の対象となる国内源泉所得に該当する負債の利子を有する場合には、適用がないこととされている。

この制度は、外国法人に対しても適用されるが、個人については適用されない。

3 外国法人に対する過少資本税制の概要

この制度は、外国法人に対しても内国法人と同様に適用されるが、外国法人であることの特異性から、次のような特則に下に、国内で事業を行う外国法人が国外支配株主等に支払う負債の利子（国内において行う事業に係るものに限る）について過少資本税制が適用される。

(1) 負債等の範囲

国外支配株主等に対する利付負債及び国外支配株主等に支払う負債の利子は、いずれも、外国法人の国内において行う事業に係るものに限られている。

在日支店の本店勘定は、同一法人間の貸借勘定にすぎないことから、ここでいう負債には含まれないが、その本店勘定が利子を付するものである場合には、その利子を付する部分の本店勘定は、外国法人の利付負債に含まれる。ただ、その利子を付する本店勘定が直ちに国外支配株主等に対する負債となるわけではない。あくまでも、その外国法人が国外支配株主等から調達した資金のうち国内の支店等のために供与された部分が国外支配株主等に対する負債となり、その負債について生じた利子が国外支配株主等に支払われる負債の利子となる。

(2) 自己資本の額及び国外支配株主等の資本持分

外国法人の自己資本の額は、内国法人の場合と同様であるが、その計算の基礎となる総資産と総負債は、いずれも国内において行う事業に係るものに限られる。また、自己資本の下限となる資本等の金額は、当該外国法人の資本等の金額に、総資産の帳簿価額のうちに占める国内事業に係る資産の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額とされている。

国外支配株主等の資本持分は、100%子会社の場合と同様に、自己資本の額と同額とされている。

4 過少資本税制の対象となる外国法人の範囲

(適用対象となる外国法人の範囲)

問1 外国法人であるSPC（出資者）は、不良債権の買取を行う複数の内国法人（営業者）との間で匿名組合契約を締結し、利益の分配を受けている。本店はペーパー・カンパニーであることから、SPCとしての必要な業務は国内にある関係会社が行っている。ただし、その業務の内容等からみてSPCが国内に恒久的施設を有していることにはならないと考えている。SPCは、匿名組合分配金について日本で法人税の申告が必要とされるが、国外支配株主等からの借入金があることから、その支払利息を損金の額に算入することとしている。この場合、過少資本税制の適用はないと考えるがどうか。

(以下、問2及び問3において条件は同じ。)

答 措置法第66の5の7項によれば、国内において事業を行う外国法人が支払う負債の利子（国内において行う事業に係るものに限る。）について内国法人に適用される規定を準用することとされている。

したがって、国内に恒久的施設を有しない外国法人であっても、国内で事業を行う外国法人については、過少資本税制の適用関係が生じ得ることになる。

(国内において行う事業の意義)

問2 匿名組合契約に基づく利益の分配金は、わが国の法人税法上、事業から生じる所得と分類されていないのであるから、匿名組合出資は事業には該当しないのではないか。

答 法人税法138条（国内源泉所得）は、国内源泉所得の範囲を定めるとともに、所得の区分を行うことにより、法人税法141条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）とあいまって外国法人の態様に応じた課税対象所得の範囲を定めている規定である。すなわち、法人税法138条一号では「国内において行う事業から生ずる所得」と「国内にある資産の運用、保有より生ずる所得」といったように、国内源泉所得の範囲と所得の区分を同時に行っているのであって、「国内において行う事業」の範囲を定めているものではない。従って、同号でいう「事業から生ずる所得」を裏返ししたものが「国内において事業を行う」になるとは限らない。

例えば、法人税法施行令177条1項二号（国内にある資産の所得）では、「居住者に対する貸付金に係る債権で当該居住者の行う業務にかかるもの以外のもの」を国内における資産の保有又は運用より生ずる所得としているが、外国法人が個人向けの住宅ローンビジネスを行っているならば、これはまぎれもなく、「国内において事業を行っている」ことにはかならない。

つまり、法人税法施行令177条1項の資産の保有又は運用所得に分類されたからといって、直ちに国内において事業を行っていないとはならない。

ちなみに、使途秘匿金課税を定めた措置法62条4項二号（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）においては、課税対象となる外国法人の金銭の支出を、「国内において行う事業」に係るものに限っているが、これを、「当該外国法人が法人税法第141条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る事業に限る。」としており、同条四号も含めて規定しているので、PEがなく「国内にある資産の

運用、保有より生ずる所得」のみを生ずる法人であっても、「国内において事業を行う」外国法人として使途秘匿金課税の適用があることを示している。

過少資本税制の立法趣旨は、法人が外国親会社等の国外支配株主等から、資本金として出資を受ければ配当は損金算入できないところ、借入金として調達すれば、それに係る利息を損金算入できることを利用して国際的な租税回避行為を行うことを防ぐことにあり、その趣旨からすれば、「(外国法人の) 事業」は投資事業をも含む一般的な営利活動という程度に解するのが適当と考えられる。また、国内において事業を行っているかどうかの判断において、自社の社員が行っているか、他の者がこれに代わって行っているかは、決定的な意味を持たないとする。

5 除外される負債の利子

過少資本税制の適用をうけるのは、国内において事業を行う外国法人で、国外支配株主等に対して負債の利子を支払う外国法人である。国外支配株主等がわが国に恒久的施設を有している場合、利付負債の利子がわが国の国内源泉所得として課税されている場合は、当該負債の利子は、過少資本税制の対象とはされない（措令39の13②）。

(適用除外とされる負債の利子の意義)

問3 租税条約の適用がある国の国外支配株主等がわが国に恒久的施設を有し、国内源泉所得とされる利付負債の利子について、わが国において法人税の申告をしている場合、適用対象法人が支払う負債の利子は、過少資本税制が適用されるのか。

答 過少資本税制は、クロスボーダー取引に対して課税されることとされており、国外支

配株主等の恒久的施設において課税される国内源泉所得については、原則として、過少資本税制の適用はない。

例外として、国外支配株主等がわが国に恒久的施設を有している場合であっても、一定の国内源泉所得については、再度、過少資本税制の対象となっている。すなわち、措置法施行令39条の13の2項では、「国外支配株主等が法人税法第141条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当するかに応じ、当該国外支配株主等のこれらの規定に定める国内源泉所得（租税条約の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得を除く。）とする。」と規定されている。

したがって、租税条約の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得は、過少資本税制の対象とされることになる。

(租税条約の規定により法人税が軽減・免除される所得とは何か)

問4 過少資本税制の対象とされない租税条約の規定により法人税が軽減され、又は免除される所得とは、具体的には、何を指すのか。

答 適用除外とされる国外支配株主等の国内源泉所得には、租税条約の規定により、法人税が軽減され、又は免除される所得は除かれている。例えば、日米租税条約第13条(5)（利子）では、恒久的施設と実質的に関連しない利子については軽減税率の適用があることと規定しているので、租税条約の規定により法人税が軽減される利子とは、その利子が、国内にある恒久的施設に実質的に関連しないものと同義ということになる。典型的には、国内に支店を有する米国の銀行の本店が直接国内にある関連会社に融資をした場合などがこれに当たることになる。

6 国外支配株主等の意義

「国外支配株主等」とは、非居住者又は外国法人（非居住者等）で、適用対象法人と次の関係にある者とされている（措法66の5③，措令39の13⑯⑰）。

- ① 当該法人がその発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される関係。すなわち、適用対象法人からみて、親会社などがこれに当たる。
- ② 当該法人と外国法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される場所の両法人の関係。これは、適用対象法人からみて、姉妹関係にあたる法人ということになる。
- ③ 当該法人と取引・資金・人事等とのつながりが存在することにより、当該法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係。これは、出資関係だけでなく、その他の密接な関係が存在することによって、当該法人を支配している者を包括的にとらえたものである。

(実質的に決定できる関係)

問5 適用対象法人と取引、資金、人事等のつながりが存在することにより、実質的に決定できる関係とはどのような関係をいうのか。

答 措置法施行令39条の13の18項三号では、次に掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係と規定しており、外国法人の場合も準用している。

- ① その事業活動の相当部分を当該非居住者等との取引に依存して行っていること。
- ② その事業活動に必要なとされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入により、

又は当該非居住者等の保証を受けて調達していること。

- ③ 適用対象法人の役員のお二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該外国法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該外国法人の役員若しくは使用人であった者であること。

通常、それらの事実のうち、一つでも充足していれば実質的に決定できる関係にあるも

のと推認されよう。したがって、適用対象法人において、反証を用意できない場合は、それらの要件を満たしていることをもって実質的に決定できる関係にあると認定される可能性が強いものとする。

(筆者は、現在東京国税局調査第一部調査審理課に勤務しているが、内容は、個人の見解によるものである。)

M&Aの税務あれこれ ①

2001年3月28日に13年度税制改正法案が参議院において可決・成立し、「法人税法等の一部を改正する法律」「租税特別措置法等の一部を改正する法律」は、それぞれ3月31日、4月1日に施行されました。さらに、3月30日にはそれに関する細目を定めた政令(施行令)及び省令(施行規則)も公布・施行されています。今回の税制改正は、平成12年の商法改正により新たに導入された分割を含めて、従来から存在する合併、営業譲渡、現物出資、事後設立を企業再編成税制と位置づけ、抜本的な改正を行ったところに特徴があります。これは、これまで多くの研究者・実務家から指摘されていた改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)における不合理な取扱いを、一掃してしまおうという国税当局による試みであると考えられます。大幅に改正された法人税法(以下「新法人税法」という。)は、旧法人税法のM&Aの税務の穴を埋めることが狙いの一つであると考えられますので、M&Aに携わる実務家としては、旧法人税法と新法人税法の取扱いを比較しながら、相違点を丁寧に分析することが当分の

間必要になります。

たとえば、合併においては、商法の時価以下主義を踏襲して、合併法人は被合併法人の含み益がある資産を簿価と時価の間で自由に決めることができました。簿価と時価の差額は合併差益を構成し、合併法人において課税されるのですが、含み損がある資産があれば、その含み損に見合うだけの含み益を計上し、課税関係が生じないにもかかわらず、将来の譲渡原価である合併法人の受入資産の帳簿価額をかさ上げすることが可能だったのです。さらに、親会社(合併法人)が子会社(被合併法人)の株式を保有していれば、合併法人は自己株式を取得してしまうことになるので、その株式に新株の割当ては通常行われませんから、合併法人においては保有株式に係る株式消却損が計上され、その株式消却損に見合うだけの受入資産の帳簿価額のかさ上げ、営業権(のれん)の計上をすることができました。この手法は抱合合併、垂直合併(アップストリーム・マージャー)と呼ばれ、頻りに活用されていたのです。(税理士 細川 健)